

医政医発0524第1号  
令和6年5月24日

各関係大学（学部）長 殿

厚生労働省医政局医事課長  
（ 公 印 省 略 ）

「言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目に関する協議等の事務手続について」の改正等について

言語聴覚士法（平成9年法律第132号。以下「法」という。）第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（以下「指定科目」という。）については、言語聴覚士法第三十三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目（平成10年厚生省告示第227号。以下「告示第227号」という。）により告示し、また、その教育内容については「言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目に関する協議等の事務手続について」（令和4年9月21日付け医政医発0921第13号厚生労働省医政局医事課長通知。以下「令和4年医事課長通知」という。）（別添）により通知しているところである。

今般、法第33条各号に定める受験資格を満たす言語聴覚士に必要な知識及び技能について見直しを行い、言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する件（令和6年厚生労働省告示第134号）による改正後の告示第227号（以下「新告示」という。）に合わせて、令和4年医事課長通知の一部を改正するとともに、新告示が適用される大学が指定科目の履修に関する協議を行う場合の手続について、下記のとおりお示しますので、遺漏のないよう取り計らわれない。

## 記

### 1. 令和4年医事課長通知の一部改正

指定科目については、新告示において20科目が定められ、その内容を言語聴覚士法第三十三条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目等の一部を改正する件の告示について（令和6年3月29日付け医政発0329第41号）においてお示しているところであるが、法第33条第2号、第3号及び第4号に定める受験資格を満たす言語聴覚士に必要な知識及び技能に係る見直しに伴い、教科内容を追加する等の改正を行った。

このため、令和4年医事課長通知に定める指定科目の協議内容（令和4年医事課長通知別紙様式1及び別紙様式2）については、別紙及び様式1を使用することとする。

### 2. 協議において必要となる資料

協議に当たっては、様式1に掲げる下記の参考資料を添付すること。

- ① 履修証明書（様式2）
- ② 単位・時間数の新旧対照表（様式3）  
※初めて協議を行う教育課程の場合には不要
- ③ 教科内容対比表（様式4）
- ④ 対象年度入学生の学生便覧（履修要綱・シラバスを含む）
- ⑤ 対象年度入学生の入学試験における学生募集要領
- ⑥ その他（審査するうえで参考となる書類）

### 3. 指定科目の履修に関する協議

指定科目の履修に関する協議の提出期限は、新告示を適用しようとする年度の前年度の12月末日とする。

なお、令和6年4月1日において現に、改正後の告示第227号（令和9年度以降の言語聴覚士国家試験より適用）に掲げる全ての科目を履修する予定である者が在籍している大学等については、令和6年12月末日までに協議手続きを行うこと。

各養成施設におかれては、改正点にご留意いただいた上で期限までに新設及び変更の申請を行う必要がある。ただし、やむを得ない事情等がある場合には個別に下記連絡先まで連絡されたい。

<照会先>厚生労働省医政局医事課医事係

Mail : curriculum@mhlw.go.jp

## 別紙

言語聴覚士法第 33 条第 4 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目に関する協議の審査基準

## 1) 具体的な教科内容

◎：必ず教授する内容

◎以外の項目については推奨する講義・実習の参考例を示している

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須内容	教育目標
人体のしくみ・疾病と治療に相当する4科目で15単位	基礎医学	I 医学総論	◎	医学総論や解剖学、生理学及び病理学の観点から言語聴覚療法に関わる人体の構造と機能の知識を系統的に学ぶ。
		1 健康・疾病・障害と社会環境		
		2 医の倫理		
		3 医療行為		
		4 人口・保健統計		
		5 疫学		
		6 医療安全と感染予防		
		7 健康管理、予防医学（母子保健、成人・老人保健、精神保健、環境保健含む）		
		II 解剖学	◎	
		1 人体の大要（構成）		
		2 細胞と組織		
		3 器官・器官系		
		4 発生		
		III 生理学	◎	
		1 一般生理学		
		2 運動機能		
	3 感覚機能			
	4 睡眠と脳波			
	5 記憶と学習			
	6 自律機能			
IV 病理学	◎			
1 疾病の原因				
2 病変				
3 遺伝				
4 免疫				
臨床医学	I 内科学	I 内科学	◎	言語聴覚療法に必要な臨床医学、栄養、薬理等の知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を系統的に理解する。医用画像の評価や救急救命の基礎的知識についてを学ぶ。
		1 内科診断学総論（各種検査、医用画像の評価含む）		
		2 内科治療学総論（疾患の管理、栄養、救急救命含む）		
		3 内科学領域の疾患		

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須内容	教育目標
		Ⅱ 小児科学	◎	
		1 小児の発達と成長（栄養含む）		
		2 小児保健		
		3 小児に特有な疾患と感染症		
		4 障害学（発達障害含む）		
		Ⅲ 精神医学	◎	
		1 精神医学の方法		
		2 精神障害の分類		
		3 精神科症候学		
		4 精神医学領域の疾患		
		5 各ライフステージにおける障害の特性		
		6 精神保健（メンタルヘルス）		
		Ⅳ リハビリテーション医学	◎	
		1 リハビリテーション医学総論		
		2 検査と評価		
		3 治療総論		
		4 各種疾患・障害のリハビリテーション		
		Ⅴ 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	◎	
		1 耳科学（聴覚障害、前庭障害を含む）		
		2 鼻科学（嗅覚障害を含む）		
		3 口腔・咽頭科学（構音障害を含む）		
		4 喉頭科学（音声障害を含む）		
		5 気管食道科学（摂食嚥下障害を含む）		
		6 頭頸部外科学（良性・悪性腫瘍を含む）		
		Ⅵ 臨床神経学	◎	
		1 神経系の解剖・生理		
		2 神経学的検査		
		3 臨床神経学領域の疾患		
		Ⅶ 形成外科学	◎	
		1 形成外科学総論		
		2 組織移植		
		3 外傷、熱傷、潰瘍		
		4 口唇裂、顎裂、口蓋裂		
5 頭蓋、顔面、耳介の先天異常				
6 頭頸部外科手術に伴う障害				
7 瘢痕とケロイド				
臨床歯科医学		◎	言語聴覚療法に必要な臨床歯科医学の基礎知識を学び、言語聴覚領域の疾患との関連を	
1 歯、歯周組織（構造、機能、疾患、治療含む）				

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須内容	教育目標
		2 口腔、顎、顔面（構造、機能含む）		理解する。
		3 顎関節（構造、機能含む）		
		4 唾液腺（構造、機能含む）		
		5 口腔ケア（予防、疾患、治療含む）		
		6 歯科医学的処置（補綴、保存、歯科矯正等の処置含む）		
		7 口腔外科学	◎	
		音声・言語・聴覚医学		
2 聴覚系の構造・機能・病態				
3 神経系の構造・機能・病態（画像検査含む）				
心の働きに相当する3科目で7単位	臨床心理学		◎	言語聴覚障害及び言語聴覚療法に必要な臨床心理学の知識・技能・態度を修得する。
		1 パーソナリティ理論		
		2 発達各期における心理臨床的問題		
		3 異常心理		
		4 臨床心理学的アセスメント		
	生涯発達心理学		◎	言語聴覚障害及び言語聴覚療法に必要な生涯発達心理学の知識を学ぶ。
		1 発達の概念		
		2 新生児期、乳児期		
		3 幼児期、児童期		
		4 青年期		
	学習・認知心理学		◎	言語聴覚障害及び言語聴覚療法に必要な学習・認知心理学（心理測定法を含む）の知識を学ぶ。
		1 感覚、知覚、認知		
		2 学習、記憶		
		3 思考、言語		
		4 対人認知		
	5 心理測定法（データ解析法含む）	◎		
言語とコミュニケーションに相当する4科目で9単位	言語学		◎	言語聴覚療法に必要な言語学の知識を学ぶ。
		1 言語学の基礎		
		2 音韻論		
		3 文法論		
		4 言語学のその他の分野		
	5 言語学的に見た日本語			
	音声学		◎	言語聴覚療法に必要な音声学の知識を学ぶ。
		1 音声		

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須内容	教育目標		
		2 発声発語器官と構音				
		3 音声記号				
		4 分節音				
		5 超分節的特徴(プロソディ)				
		6 日本語音声学				
	言語発達学			◎	言語聴覚療法に必要な言語発達学の知識を学ぶ。	
		1 言語発達を説明する理論				
		2 乳児期(前言語期)の言語発達				
		3 幼児期の言語発達				
	音響学	I 音声生成の音響理論、音響特徴、知覚		◎	言語聴覚療法に必要な音響学(聴覚心理学を含む)の知識を学ぶ。	
			1 音の物理的側面			
			2 音響管の周波数特性			
			3 音声生成の音響理論			
			4 言語音の生成と知覚			
			5 超分節的特徴の音響特徴と知覚			
II 聴覚心理学			◎			
		1 音の心理物理学				
		2 聴覚の周波数分析とマスキング現象				
		3 両耳の聴こえ				
	4 環境と聴覚					
	1 単位	社会保障・教育とリハビリテーション		◎	言語聴覚療法の基礎となる社会福祉、リハビリテーション、学校教育に関する知識を学ぶ。	
			1 社会保障制度(実施体制、援助技術含む)			
			2 社会の各分野におけるリハビリテーション			
3 医療・福祉・教育制度と関係法規						
2 単位	言語聴覚障害学総論	I 言語聴覚障害学総論	◎	言語聴覚障害の特性と種類、言語聴覚士の役割・専門性及び言語聴覚療法の基本概念を修得する。		
		1 言語聴覚障害学総論				
		2 臨床の基礎				
		3 言語聴覚士の職務内容、職業倫理				
		II 言語聴覚障害の評価と診断	◎			
		1 評価と診断の原則				
2 評価と診断の過程						
2	言語聴覚		◎	言語聴覚療法を支えるシス		

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須内容	教育目標
	療法管理学	1 言語聴覚士の職業倫理 2 保健・医療・福祉をとりまく諸制度とマネジメント 3 言語聴覚療法業務のマネジメント（リスク含む） 4 言語聴覚士のキャリア教育と意義		テムと制度を理解し、言語聴覚療法の質及び業務・情報・安全等に関する管理について学ぶとともに職業倫理を遵守する態度を養う。
6単位	失語・高次脳機能障害学	I 失語症 1 失語症の定義 2 言語症状と失語症候群 3 評価と診断（画像検査含む） 4 訓練・指導・助言、その他の援助 II 高次脳機能障害 1 神経心理学の基本概念（定義含む） 2 各種高次脳機能障害の病巣・症状・検査（画像検査含む） 3 訓練・指導・助言、その他の援助	◎     ◎	失語症及び高次脳機能障害に共通する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を修得する。 その他、画像検査による評価についても修得する。
6単位	言語発達障害学	1 総論（病態、関連する主要な障害の種類と疾患、支援体制等を含む） 2 評価（情報収集と各種検査を含む） 3 発達段階を考慮した指導・助言、その他の援助	◎	言語発達障害及び関連障害に関する知識と言語聴覚療法の評価・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を修得する。
9単位	発声発語・摂食嚥下障害学	1 音声障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む） 2 構音障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む） 3 吃音・流暢性障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む） 4 摂食嚥下障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助及び喀痰等の吸引	◎	発声発語障害（音声障害、構音障害、吃音・流暢性障害を含む）や摂食嚥下障害及び合併症に関する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を修得する。画像検査による評価、喀痰等の吸引についても修得する。
7単位	聴覚障害学	1 小児聴覚障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む） 2 成人聴覚障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む） 3 補聴器・人工内耳（聴覚補償・情報保障支援システムを含む） 4 視覚聴覚二重障害（概念、評価、訓練・	◎	聴覚障害、平衡機能障害並びに関連障害に関する知識と言語聴覚療法の評価・訓練・指導・助言、その他の援助に関する知識・技能・態度を修得する。

単位	指定科目	具体的な教科内容	必須内容	教育目標
		指導・助言、その他の援助を含む) 5 平衡機能障害（概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む）	◎	
2単位	地域言語聴覚療法学	1 地域リハビリテーションの概念と意義 2 地域言語聴覚療法を支えるシステムと制度 3 職種間連携と言語聴覚士の役割 4 地域言語聴覚療法の展開とリスク管理（自立支援等支援のあり方を含む）	◎	障害児・者、高齢者の地域における生活を支援するための諸制度や自立支援、就労支援、地域包括ケアシステム及び多職種連携など言語聴覚士に必要な知識・技能ならびに支援のあり方について修得する。
15単位	臨床実習	I 見学実習 1 言語聴覚士の役割と職務及び職業倫理 2 対象児・者の問題と障害の特徴 3 見学施設の特徴と地域における役割 II 評価実習 1 臨床における態度 2 対象者の特徴を明確にする評価法の選択と実施、結果の分析 3 チーム医療の基本（他職種の役割の理解を含む） III 総合臨床実習 1 様々な対象者の評価実施と訓練計画作成 2 訓練・指導・支援の実施と効果の検証 3 チーム医療の実際（多職種連携・カンファランスの実際を含む）	◎    ◎   ◎	社会的ニーズの多様化に対応した臨床的観察力・分析力を養うとともに、治療計画立案能力・実践能力を身につける。 言語聴覚士の役割・職務を理解し、対象児・者の特徴と問題を把握して、言語聴覚療法の評価・訓練・指導・支援の技能を養う。 また、チームの一員として連携の方法を修得し、言語聴覚士としての基礎的な実践能力を培う。

## <留意事項>

### 1. 臨床実習の内容

- 1) 実習時間の3分の2以上は、医療提供施設（薬局及び助産所を除く。）において行うこと。
- 2) 医療提供施設において行う実習時間のうち、8単位以上は病院又は診療所において行うこと。
- 3) 1単位は臨床実習前後の評価、臨床実習後の振り返りを行うこと。
- 4) 臨床実習の実施に当たっては、見学実習、評価実習、総合臨床実習に段階性を設け、評価実習及び総合臨床実習を主体として、相互に関連性をもって体系的な指導が行われること。
- 5) 薬局及び助産所を除く医療提供施設の外、介護、福祉、特別支援教育における施設等との連携をもつことで、見学等の実習の機会を設けることが望ましい。
- 6) 臨床実習の実施に当たっては、次頁の「2) 臨床実習の実施における教育目標」に掲げる事項を修得させることを目的とした内容とすること。

### 2. 教育上必要な機械器具、標本、模型

- 1) 養成施設は、教育上必要な機械器具、模型を有すること。

### 3. 臨床実習施設における指導者体制

- 1) 養成施設は、以下の要件をすべて満たす者（適当な実習指導者）による指導が行われる施設であることを確認の上、臨床実習施設とする。ただし、見学実習の実施については、実習指導者によらないことができることとする。
  - (1) 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した、十分な指導能力を有する者であって、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。
  - (2) 厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会（令和6年5月24日付け医政発0524第5号）を修了した者又は令和6年度以降に開催される厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会を修了した者であること。
  - (3) ハラスメントの防止に努める者であること。
- 2) 実習指導者1人が担当する学生の数は、2人を限度とすること。ただし、見学実習は、実施にあたり担当する学生数に制限は設けないこととする。

## 2) 臨床実習の実施における教育目標

分類	教育目標
見学 実習	言語聴覚障害がある人の抱える問題とその背景について学ぶ
	言語聴覚士の役割と業務について学ぶ
	見学する施設の特徴と地域における役割について学ぶ
	職業倫理（守秘義務など）について学ぶ
評価 実習	臨床の基本的態度と評価・診断技能を学ぶ
	他職種との連携や言語聴覚士の臨床以外の業務について学ぶ
	言語聴覚障害がある人との適切なコミュニケーションを学ぶ
	指導者の指導の下、対象者の神経心理学的特徴等が明らかとなる評価法を選択し、実施することを学ぶ
	実施した評価結果を分析することを学ぶ
総合 臨床 実習	言語聴覚士の指導者の助言・指導のもとに典型的な対象児・者に提供できる基本的言語聴覚療法を学ぶ
	対象者を評価し、言語聴覚療法の実施計画を作成し、言語聴覚療法を実施することを学ぶ
	対象者の障害特徴を掘り下げて調べる検査や、それに対応した治療（訓練・指導・支援）の方法を考案することを学ぶ
	多職種と連携してリハビリテーションを実施する方法を学ぶ

### 備考

○教育目標に掲げる各項目について、実践的に修得することを目指すものとする。

(様式1)

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇  
令和 年 月 日

厚生労働省医政局医事課長 殿

〇〇〇〇大学長

言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき  
厚生労働大臣の指定する科目について（協議）

本校〇〇科△△専攻で実施している下記の授業科目によって、標記科目を履修したとみなすことが出来るか協議いたします。

指定科目	相当する授業科目	単位数
基礎医学		
臨床医学		
臨床歯科医学		
音声・言語・聴覚医学		
臨床心理学		
生涯発達心理学		
学習・認知心理学		
言語学		
音声学		
言語発達学		
音響学		
社会保障・教育とリハビリテーション		
言語聴覚障害学総論		
言語聴覚療法管理学		
失語・高次脳機能障害学		
言語発達障害学		
発声発語・摂食嚥下障害学		
聴覚障害学		
地域言語聴覚療法学		
臨床実習		
合計		

上記教育の実施にあたって、教育上必要な機械器具、模型を整備していることを証明する。（相違ない場合には、 <input checked="" type="checkbox"/> とする。）	<input type="checkbox"/>
---	--------------------------

参考資料

- 履修証明書（様式2）
- 単位・時間数新旧対照表（様式3）※新設の場合には不要

(様式1)

- 3 教科内容対比表 (様式4)
- 4 対象年度入学生の学生便覧 (履修要綱・シラバスを含む)
- 5 対象年度入学生の入学試験における学生募集要領
- 6 その他 (審査するうえで参考となる書類)

(様式2)

履修証明書

本籍地  
氏名  
生年月日（昭和・平成） 年 月 日生

上記の者は、本学において言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する科目として、次のものを修めて卒業したことを証明する。

指定科目	履修科目名	単位数	履修年度
基礎医学			
臨床医学			
臨床歯科医学			
音声・言語・聴覚医学			
臨床心理学			
生涯発達心理学			
学習・認知心理学			
言語学			
音声学			
言語発達学			
音響学			
社会保障・教育とリハビリテーション			
言語聴覚障害学総論			
言語聴覚療法管理学			
失語・高次脳機能障害学			
言語発達障害学			
発声発語・摂食嚥下障害学			
聴覚障害学			
地域言語聴覚療法学			
臨床実習			

令和 年 月 日  
(大学の所在地)  
(大学の名称)  
(学部・学科名)  
(大学長の氏名)

(作成上の注意)

1. 用紙の大きさは、A4とすること。
2. 「履修科目名」欄には、厚生労働省に協議して指定科目に相当すると認められた科目名を記載すること。また、2科目以上を履修して指定の1科目の履修に相当する場合には、全科目を記載し、それぞれの科目毎に単位数及び履修年度を記載すること。
3. 証明は、当該科目を修めて卒業した大学の長が行うこと。
4. 指定する科目の履修が2箇所以上の大学において行われた場合の証明は、それぞれ履修した大学において行うこと。
5. 現に履修中の者に関する証明は、履修見込証明書として作成すること。



(様式3)  
単位・時間数 新旧対照表

言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目について

変更後			
区分	指定科目	授業科目名	単位数 審査基準 (単位数)
人体のしくみ・疾病と治療に相当する科目	基礎医学		15
	臨床医学		
	臨床歯科医学		
	音声・言語・聴覚医学		
心の働きに相当する科目	臨床心理学		7
	生涯発達心理学		
	学習・認知心理学		
言語とコミュニケーションに相当する科目	言語学		9
	音声学		
	言語発達学		
	音響学		
	社会保障・教育とリハビリテーション		1
	言語聴覚障害学総論		2
	言語聴覚療法管理学		2
	失語・高次脳機能障害学		6
	言語発達障害学		6
	発声発語・摂食嚥下障害学		9
	聴覚障害学		7
	地域言語聴覚療法学		2
	臨床実習		15
合計		81	

変更前		
指定科目 ※科目順は変更後と対比しやすきよう変更しています。	授業科目名	単位数
基礎医学(医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。)		
臨床医学(内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。)		
臨床歯科医学(口腔外科学を含む。)		
音声・言語・聴覚医学(神経系の構造、機能及び病態を含む。)		
臨床心理学		
生涯発達心理学		
学習・認知心理学(心理測定法を含む。)		
言語学		
音声学		
言語発達学		
音響学(聴覚心理学を含む。)		
社会福祉・教育(社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。)		
言語聴覚障害学総論(言語聴覚障害診断学を含む。)		
失語・高次脳機能障害学		
言語発達障害学(脳性麻痺及び学習障害を含む。)		
発声発語・嚥下障害学(音声障害、構音障害及び吃音を含む。)		
聴覚障害学(小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。)		
臨床実習		



(様式4)

教科内容対比表  
【言語聴覚士法第33条第4号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目について】

◎:必ず教授する内容

○以外の項目については推奨する講義・実習の参考例を示している

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画 にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス 記載 ページ
基礎医学	I 医学総論	◎			
	1 健康・疾病・障害と社会環境				
	2 医の倫理				
	3 医療行為				
	4 人口・保健統計				
	5 疫学				
	6 医療安全と感染予防				
	7 健康管理、予防医学(母子保健、成人・老人保健、精神保健、環境保健含む)				
	II 解剖学	◎			
	1 人体の大要(構成)				
	2 細胞と組織				
	3 器官・器官系				
	4 発生				
	III 生理学	◎			
	1 一般生理学				
	2 運動機能				
	3 感覚機能				
	4 睡眠と脳波				
	5 記憶と学習				
	6 自律機能				
IV 病理学	◎				
1 疾病の原因					
2 病変					
3 遺伝					
4 免疫					
臨床医学	I 内科学	◎			
	1 内科診断学総論(各種検査、医用画像の評価含む)				
	2 内科治療学総論(疾患の管理、栄養、救急救命含む)				
	3 内科学領域の疾患				
	II 小児科学	◎			
	1 小児の発達と成長(栄養含む)				
	2 小児保健				
	3 小児に特有な疾患と感染症				
	4 障害学(発達障害含む)				
	III 精神医学	◎			
	1 精神医学の方法				
	2 精神障害の分類				
	3 精神科症候学				
	4 精神医学領域の疾患				
	5 各ライフステージにおける障害の特性				
	6 精神保健(メンタルヘルス)				
	IV リハビリテーション医学	◎			
	1 リハビリテーション医学総論				
	2 検査と評価				
	3 治療総論				
	4 各種疾患・障害のリハビリテーション				
	V 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学	◎			
	1 耳科学(聴覚障害、前庭障害を含む)				
	2 鼻科学(嗅覚障害を含む)				
	3 口腔・咽頭科学(構音障害を含む)				
	4 喉頭科学(音声障害を含む)				
	5 気管食道科学(摂食嚥下障害を含む)				
	6 頭頸部外科学(良性・悪性腫瘍を含む)				
	VI 臨床神経学	◎			
	1 神経系の解剖・生理				
	2 神経学的検査				
	3 臨床神経学領域の疾患				
VII 形成外科学	◎				
1 形成外科学総論					
2 組織移植					
3 外傷、熱傷、潰瘍					
4 口唇裂、顎裂、口蓋裂					
5 頭蓋、顔面、耳介の先天異常					
6 頭頸部外科手術に伴う障害					
7 瘢痕とケロイド					
		◎			

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
臨床歯科医学	1 歯、歯周組織(構造、機能、疾患、治療含む)				
	2 口腔、顎、顔面(構造、機能含む)				
	3 顎関節(構造、機能含む)				
	4 唾液腺(構造、機能含む)				
	5 口腔ケア(予防、疾患、治療含む)				
	6 歯科医学的処置(補綴、保存、歯科矯正等の処置含む)				
	7 口腔外科学	◎			
音声・言語・聴覚医学	1 呼吸発声発語系の構造・機能・病態(検査を含む)	◎			
	2 聴覚系の構造・機能・病態				
	3 神経系の構造・機能・病態(画像検査含む)				
臨床心理学	1 パーソナリティ理論	◎			
	2 発達各期における心理臨床的問題				
	3 異常心理				
	4 臨床心理学的アセスメント				
	5 心理療法				
生涯発達心理学	1 発達の概念	◎			
	2 新生児期、乳児期				
	3 幼児期、児童期				
	4 青年期				
	5 成人期、老年期				
学習・認知心理学	1 感覚、知覚、認知	◎			
	2 学習、記憶				
	3 思考、言語				
	4 対人認知				
	5 心理測定法(データ解析法含む)	◎			
言語学	1 言語学の基礎	◎			
	2 音韻論				
	3 文法論				
	4 言語学のその他の分野				
	5 言語学的に見た日本語				
音声学	1 音声	◎			
	2 発声発語器官と構音				
	3 音声記号				
	4 分節音				
	5 超分節的特徴(プロソディ)				
	6 日本語音声学				
言語発達学	1 言語発達を説明する理論	◎			
	2 乳児期(前言語期)の言語発達				
	3 幼児期の言語発達				
	4 学童期の言語発達				
音響学	I 音声生成の音響理論、音響特徴、知覚	◎			
	1 音の物理的側面				
	2 音響管の周波数特性				
	3 音声生成の音響理論				
	4 言語音の生成と知覚				
	5 超分節的特徴の音響特徴と知覚				
	6 音声の音響分析				
	II 聴覚心理学	◎			
	1 音の心理物理学				
	2 聴覚の周波数分析とマスキング現象				
3 両耳の聴こえ					
4 環境と聴覚					
社会保障・教育とリハビリテーション	1 社会保障制度(実施体制、援助技術含む)	◎			
	2 社会の各分野におけるリハビリテーション				
	3 医療・福祉・教育制度と関係法規				
言語聴覚障害学総論	I 言語聴覚障害学総論	◎			
	1 言語聴覚障害学総論				
	2 臨床の基礎				
	3 言語聴覚士の職務内容、職業倫理				
	II 言語聴覚障害の評価と診断	◎			
1 評価と診断の原則					
2 評価と診断の過程					
		◎			

指定科目	教科内容(審査基準)	審査基準	該当する授業科目名	授業内容 (シラバス記載の授業計画にある各講義タイトル) ※明示的にわかるタイトルとして記載	シラバス記載ページ
言語聴覚療法管理学	1 言語聴覚士の職業倫理				
	2 保健・医療・福祉をとりまく諸制度とマネジメント				
	3 言語聴覚療法業務のマネジメント(リスク含む)				
	4 言語聴覚士のキャリア教育と意義				
失語・高次脳機能障害学	I 失語症	◎			
	1 失語症の定義				
	2 言語症状と失語症候群				
	3 評価と診断(画像検査含む)				
	4 訓練・指導・助言、その他の援助				
	II 高次脳機能障害	◎			
	1 神経心理学の基本概念(定義含む)				
	2 各種高次脳機能障害の病巣・症状・検査(画像検査含む)				
3 訓練・指導・助言、その他の援助					
言語発達障害学		◎			
	1 総論(病態、関連する主要な障害の種類と疾患、支援体制等を含む)				
	2 評価(情報収集と各種検査を含む)				
発声発語・摂食嚥下障害学		◎			
	1 音声障害(概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む)				
	2 構音障害(概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む)				
	3 吃音・流暢性障害(概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む)				
聴覚障害学		◎			
	1 小児聴覚障害(概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む)				
	2 成人聴覚障害(概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む)				
	3 補聴器・人工内耳(聴覚補償・情報保障支援システムを含む)				
	4 視覚聴覚二重障害(概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む)				
	5 平衡機能障害(概念、評価、訓練・指導・助言、その他の援助を含む)	◎			
地域言語聴覚療法		◎			
	1 地域リハビリテーションの概念と意義				
	2 地域言語聴覚療法を支えるシステムと制				
	3 職種間連携と言語聴覚士の役割				
臨床実習	4 地域言語聴覚療法の展開とリスク管理(自立支援等支援のあり方を含む)				
	I 見学実習	◎			
	1 言語聴覚士の役割と職務及び職業倫理				
	2 対象児・者の問題と障害の特徴				
	3 見学施設の特徴と地域における役割				
	II 評価実習	◎			
	1 臨床における態度				
	2 対象者の特徴を明確にする評価法の選択と実施、結果の分析				
	3 チーム医療の基本(他職種の役割の理解を含む)				
	III 総合臨床実習	◎			
1 様々な対象者の評価実施と訓練計画作					
2 訓練・指導・支援の実施と効果の検証					
3 チーム医療の実際(多職種連携・カンファランスの実際を含む)					